



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次（*については県例規集掲載事項）

- 規則
 - *82 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則（出納室）
- 告示
 - 1302 平成21年度地籍調査事業計画の一部変更（地域づくり課）
 - 1303 特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活課）
 - 1304 生活保護法による介護機関の指定（福祉保健総務課）
 - 1305 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
 - 1306 "（"）
 - 1307 "（"）
 - 1308 "（"）
 - 1309 保安林予定森林（森林整備課）
 - 1310 "（"）
 - 1311 "（"）
 - 1312 道路の区域変更（道路保全課）
- 公告
 - 入札公告（総務事務集中課）
- 正誤

平成21年11月27日付け和歌山県報第2114号和歌山県告示第1262号中
平成21年12月1日付け和歌山県報第2115号和歌山県告示第1277号中

規 則

和歌山県規則第82号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「田辺産業技術専門学院」を「田辺産業技術専門学院 工業技術センター」に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月15日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1302号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成21年度地籍調査事業計画（平成21年和歌山県告示第461号）の一部を、次のとおり変更した。

平成21年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

項 目	変 更 前	変 更 後	
調査地域	郡 市 名	有田郡	有田郡
	町 村 名	有田川町	有田川町
調査地域名	大字船坂の一部 大字賢の一部 大字下湯川の一部 大字生石の一部 大字川口の一部 大字瀬井の一部 大字遠井の一部 大字井谷の一部 大字沼の一部 大字杉野原の一部 大字金屋の一部 大字境川の一部 大字板尾の一部 大字日物川の一部	大字船坂の一部 大字賢の一部 大字下湯川の一部 大字生石の一部 大字川口の一部 大字瀬井の一部 大字遠井の一部 大字井谷の一部 大字沼の一部 大字杉野原の一部 大字金屋の一部 大字境川の一部 大字板尾の一部 大字中井原の一部	

和歌山県告示第1303号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年1月27日まで縦覧に供する。

平成21年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成21年11月27日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山自立支援センター
- 3 代表者の氏名
栩原吉教
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市今福2丁目7番21号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害があるということだけで、働く能力があるにもかかわらず本人たちに適した訓練を行う場所が少ないために、就労する場所や能力を發揮することができない人たちに対して、就労するための訓練や就労先を確保する事業を行い、障害を持つ人たちの自立と社会参加の支援・地域住民との交流に寄与することを目的とする。

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1304号

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
有限会社オカヒロ	田辺市下三栖1487-17	デイサービスちかの	田辺市中辺路町近露1358-1	通所介護・介護予防通所介護	平成21.11.20

和歌山県告示第1305号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成21年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
市協調剤薬局	橋本市市協1丁目65番地	—	上荷浩一	平成21.12.1

和歌山県告示第1306号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成21年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
ナニワ薬局	日高郡みなべ町北道191	—	濱上正隆	平成21.12.1

和歌山県告示第1307号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成21年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
楠本薬局	田辺市秋津町102-8	—	楠本貴久	平成21.12.1

和歌山県告示第1308号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成21年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日

太地薬局	東牟婁郡太地町太地3053-10	—	寺嶋徹	平成 21.12.1
------	------------------	---	-----	---------------

和歌山県告示第1309号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字下村652、652の1、653、654の7、654の8、654の9、654の10、654の12、654の14（次の図に示す部分に限る。）、654の15、654の18、654の33、655の1、655の2、655の3、655の4、655の5、656、657、658の1、658の2、658の3、671の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下村652（次の図に示す部分に限る。）、657、658の1、658の2、658の3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1311号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡上富田町生馬字王子3542の2、3542の3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1310号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡みなべ町西本庄字宮241の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮241の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。

和歌山県告示第1312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 吉備金屋線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長 備	考
		メートル	メートル	

有田郡有田川町大字天満字片山町92番2地先から同町大字天満字弁上町237番1地先まで	旧	6.15 } 27.61	336.60	
同上	新	6.15 } 27.61	336.60	

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成21年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達年度及び調達案件番号
平成21年度 調達案件番号 02090004761号
 - (2) 調達物品の名称及び数量
救助工作車 1台
 - (3) 調達物品の特質等
入札説明書による。
 - (4) 納入期限
平成22年10月12日（火）
 - (5) 納入場所
和歌山県消防学校
和歌山市冬野687-1
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「自動車」に登録されている者であること。
また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県出納局総務事務集中課
 - (2) 期間
平成21年12月11日（金）から平成22年1月19日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県

条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
 - (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
3の（2）に同じ。
- 5 一般競争入札の場所及び日時等
 - (1) 一般競争入札の場所及び日時
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県出納局総務事務集中課入札室
 - イ 入札日時
平成22年1月22日（金）午前11時から
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
 - (2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
 - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成22年1月21日（木）午後5時までに和歌山県出納局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。
- 6 電子入札
この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。
 - (1) 電子入札は、平成22年1月21日（木）午前9時から同月22日（金）午前10時45分までに行うこと。
 - (2) 開札日時及び場所
5の（1）に同じ。
- 7 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額で入札すること。
- 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第87条第3号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県出納局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県出納局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ア 名称
和歌山県出納局総務事務集中課
 - イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否
要
- (5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Rescue Maneuvers Vehicle (II Model) ; 1
- (2) Date and time for tender :
11:00a.m. 22 January 2010
- (3) Contact point for the notice :
Business Center Division, Treasury Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585
TEL 073-441-2294

正 誤

正 誤

平成21年11月27日付け和歌山県報第2114号和歌山県告示第1262号中

ページ	段	行目	誤	正
5	右	下から6	平成15年5月20日	平成17年9月27日

正 誤

平成21年12月1日付け和歌山県報第2115号和歌山県告示第1277号中

ページ	段	行目	誤	正
4	左	下から16	小薮川南原3013	小薮川南原3013 (次の図に示す部分に限る。)